

起業特例申請ガイドライン (起業をご検討の皆様へ)

令和7年度税制改正に対応

2025年4月1日以降に出資した案件に対応

2023年4月1日以降の手続きであっても、出資日が2023年3月31日までであれば、中小企業庁のホームページをご参照下さい。

主な令和7年度税制改正の事項

①再投資期間の延長

※2026年1月1日以降に取得した株式から適用

再投資期間が、株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続きを前提に(※)、株式譲渡益が発生した年の翌年末まで延長されました。

※例えば、株式譲渡益^(注)が2025年分に発生した場合、2026年中に再投資する見込みである旨等を記載した一定の書類を、2025年分の確定申告書に添付して提出する必要があります。

(注) 2025年分に優遇措置B、プレシード・シード特例又は起業特例の適用を受けている場合は、その控除後の株式譲渡益が対象となります。

②保有期間要件の設定

※2026年1月1日以降に取得した株式から適用

起業特例の非課税措置の適用を受けた株式について、取得した年の翌年末までの保有期間が設定され、保有期間内にその株式の譲渡^(注)をした場合は課税繰延措置の適用に切り替える(非課税措置が適用されない)こととされました。

(注) IPOやM&A等の一定の場合の譲渡は除きます。

③株式の譲渡又は贈与があった場合の税務署への通知

※2025年4月1日以降に行われる株式の譲渡又は贈与から適用

これまで通知の対象とされていなかった起業特例の非課税措置の適用(所得控除額が20億円以下の場合に限る。)を受けた株式を含め、発起人が発行会社株式の譲渡又は贈与を行ったことを知ったスタートアップは、当該発起人の保有株式の異動について記載した株式異動状況通知書を所轄税務署長へ提出することとされました。

併せて、通知書の記載事項や様式が一部変更されました。

余裕を持ったの申請にご協力ください

特に、確定申告期限の間際における申請に対しては、確認書の交付が遅れる恐れがございますので、要件を満たした後、速やかに申請をお願いいたします。

経済産業省 エンジェル税制  で検索、

又は右のQRコードより特設ページをチェック



目次

令和7年度税制改正の概要 (P.2)	2
はじめに (P.5)	5
第1章 制度概要 (P.6)	
◆ その他注意事項	7
第2章 起業家要件 (P.8)	
◆ ①発起人としてスタートアップを設立	9
◆ ②特定事業主及びその親族等でない	10
◆ ③払込みによる株式取得	11
第3章 スタートアップ要件 (P.12)	
◆ I. 中小企業者の定義	13
◆ II. 設立経過年数毎の要件	15
◆ III. 外部資本要件	18
◆ IV. 大規模法人グループの所有に属さない	21
◆ V. VI. の要件について	22
◆ VII. 譲り受けた事業を主たる事業としていない等	23
第4章 申請手続 (P.24)	
◆ (1)会社設立から確定申告までの流れ	24
◆ 起業特例に対応する規則条文について	25
◆ Step1：契約書に含める内容	26
◆ Step1：起業特例における「一定の株主」	27
◆ Step2：確認申請時の提出書類	28
◆ Step2：確認申請書	31
◆ Step3：スタートアップからの交付書類	32
◆ Step3：確認書	33
◆ Step3：確定申告時の提出書類	34
◆ (2)株式譲渡等から確定申告までの流れ	35
◆ Step1：確定申告時の提出書類	36
◆ その他注意事項	37

令和7年度税制改正の概要①

起業特例の適用を受けるには、改正前の制度では、株式譲渡益が発生した年中にスタートアップへの再投資を行う必要があったところ、株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続きを前提に、再投資期間が株式譲渡益が発生した年の翌年末まで延長されました。

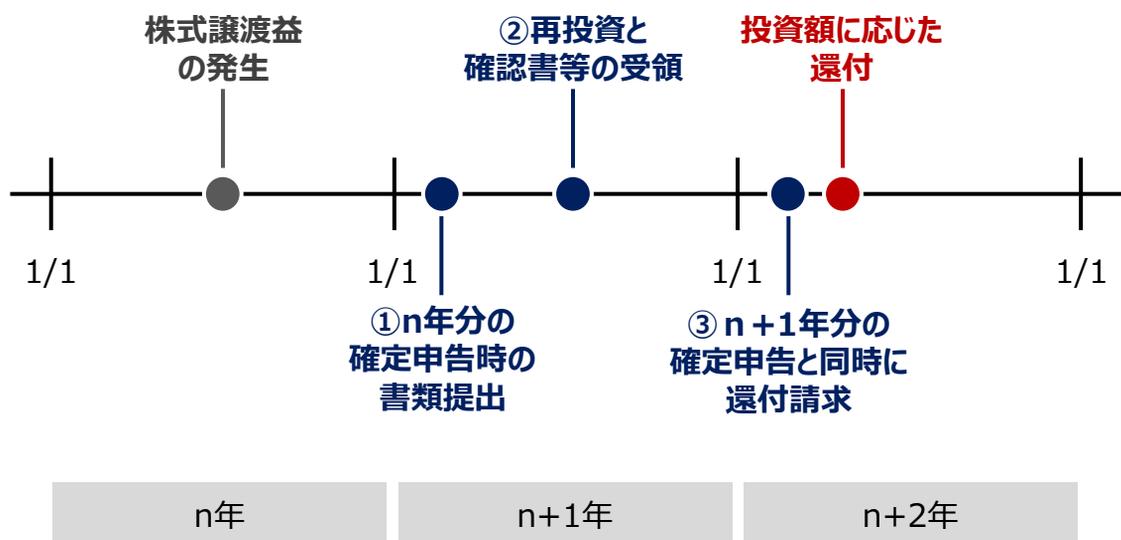
2026年1月1日以降に取得した株式から適用

再投資期間の延長

以下の流れで投資額のうち、翌年（ $n+1$ 年）の株式譲渡益から控除しきれなかった金額に応じた還付を受けることができます。

- ① 株式譲渡益が発生した年（ n 年）分の確定申告書に翌年（ $n+1$ 年）中に発起人として払込みによりスタートアップの株式を取得する見込みである旨等を記載した書類を添付して提出期限までに提出
- ② 翌年（ $n+1$ 年）中に発起人として払込みによりスタートアップに対して再投資を行い、スタートアップから確認書等の交付を受ける
- ③ スタートアップから交付された確認書等を添付して、原則、翌年（ $n+1$ 年）分の確定申告書の提出と同時に、株式譲渡益が発生した年（ n 年）分の所得税に係る還付請求書を提出期限までに提出

投資額に応じた還付を受ける流れ



令和7年度税制改正の概要②

起業特例の非課税措置の適用を受けた株式について、取得した年の翌年末までの保有期間が設定され、保有期間内にその株式の譲渡をした場合は課税繰延措置の適用に切り替える（非課税措置が適用されない）こととされました。ただし、IPOやM&A等の一定の場合の譲渡は除きます。

2026年1月1日以降に取得した株式から適用

株式保有期間要件の設定

起業特例の非課税措置の適用を受けた株式について、取得年の翌年12月31日までの間に譲渡をしたときは、IPOやM&A等の一定の場合の譲渡を除き、当該株式の取得価額については、**非課税措置の適用額のうち譲渡した株式相当部分を控除することとされ、課税繰延措置へ変更**となります。

※なお、保有する同一銘柄の株式のうち、起業特例の適用を受けた株式とそれ以外の払込みにより取得をした株式がある場合は、まず起業特例の適用を受けた株式から譲渡したもとして保有期間内の譲渡に該当するかどうかを判定します。

保有期間内の株式譲渡の例外

保有期間内の株式譲渡であっても、以下に該当する譲渡の場合には非課税措置の適用を受けることができます。

- 上場等の日以後に行う譲渡
- その年の12月31日において、発行会社株式の購入による取得によって総株主の議決権の50%を超える議決権を有することになる法人に対する株式の譲渡
- 合併による譲渡
- 会社分割や株式分配による譲渡
- 株式交換や株式移転による譲渡
- 株式交付による譲渡
- 租税特別措置法第37条の13の3第1項の規定により行われたものとみなされる譲渡（特別清算の結了又は破産手続開始の決定に限る。）
- 発行会社の役員等（法人税法第二条第十五号に規定する役員又は重要な使用人）に対する譲渡（取得価額以上での譲渡に限る）
- 所得税法第59条第1項の規定により行われたものとみなされる譲渡（限定承認に係る相続又は法人に対する遺贈若しくは個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものが生じた場合におけるものに限る。）
- 所得税法第60条の3第1項の規定により行われたものとみなされる譲渡（相続又は遺贈により非居住者に移転した場合におけるものに限る。）

令和7年度税制改正の概要③

これまで通知の対象とされていなかった起業特例の非課税措置の適用（所得控除額が20億円以下の場合に限る。）を受けた株式を含め、発起人が発行会社株式の譲渡又は贈与を行ったことを知ったスタートアップは、当該発起人の保有株式の異動について記載した株式異動状況通知書を所轄税務署長へ提出することとされました。併せて、通知書の記載事項や様式が一部変更されました。

2025年4月1日以降に行われる株式の譲渡等から適用

株式の譲渡又は贈与があった場合のスタートアップから税務署への通知

発起人は、発行会社株式の譲渡又は贈与をした場合は、投資先企業に報告してください。起業特例の確認を受けた対象企業は、発起人が発行会社株式（起業特例を利用していない投資による取得株式も含まれます。）を譲渡又は贈与したことを知った場合は、その翌年の1月31日までに株式異動状況通知書を作成し、所在地の所轄税務署長に提出してください。

※従来、起業特例においては、その適用額が20億円を超える場合に限りこの報告をすることとされていましたが、**令和7年度税制改正により、2025年4月1日以降に譲渡又は贈与が行われた場合には、その適用額にかかわらず、最初の払込みによる取得時以後の保有株式の異動について記載した株式異動状況通知書を作成し、所在地の所轄税務署長へ提出することとされました。**

スタートアップから発起人への交付書類

発起人は、保有する発行会社株式の数に変更を生じさせる事実が発生した場合は、投資先企業に報告してください。

対象企業は、発起人が発行会社株式を取得した場合又は発起人から発行会社株式を譲渡若しくは贈与したこと等の報告を受けた場合は、株式異動状況明細書を作成し、当該発起人へ交付してください。

※従来起業特例においては、エンジェル税制の適用を受ける発起人の所得控除額が20億円を超える場合に限られていましたが、**令和7年度税制改正により、2025年4月1日以降に譲渡又は贈与が行われた場合には、発起人の所得控除額にかかわらず、株式異動状況明細書を作成し、発起人の保有する発行会社株式の数に変更を生じさせる事実が発生した日の属する年の翌年1月31日までに発起人へ交付することとされました。**

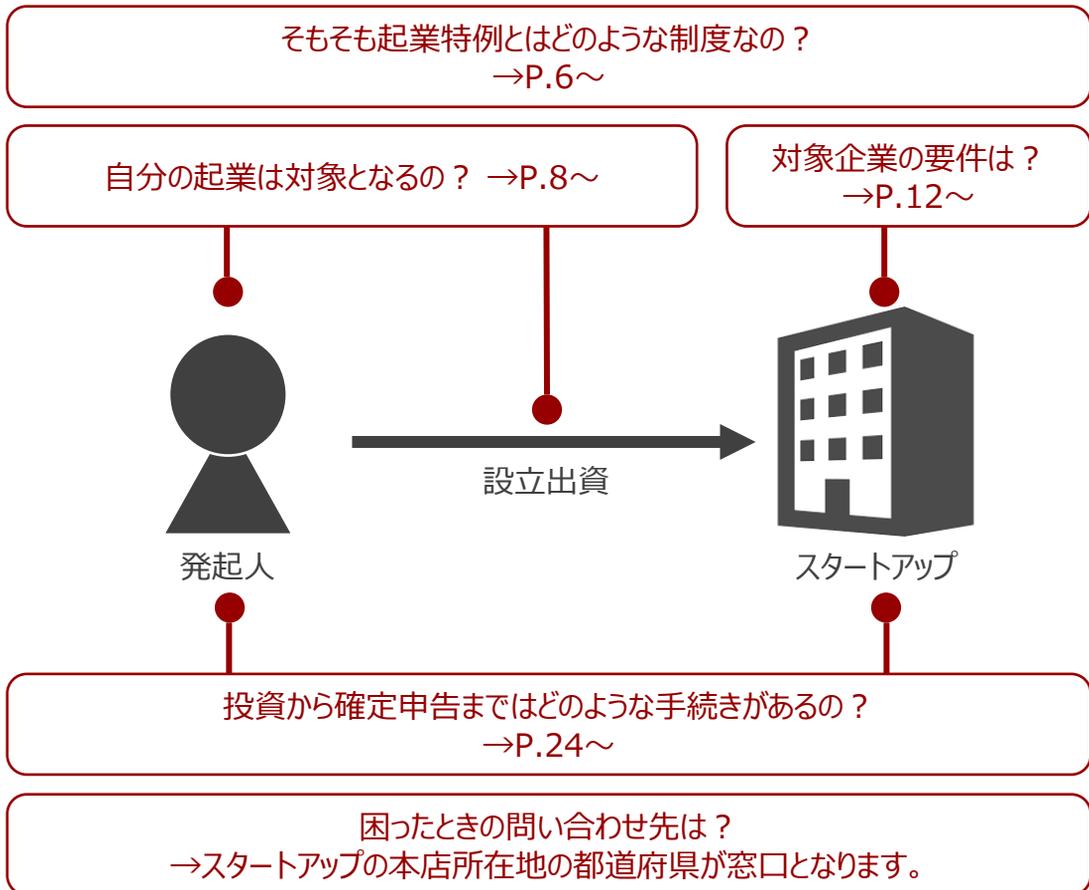
※ 株式異動状況通知書・株式異動状況明細書に記載すべき事項や様式が変更されていますので、ご注意ください。

はじめに

起業特例とは、スタートアップの起業を行った発起人に対して税制上の優遇措置を行う制度です。発起人として会社設立の際の出資を行った場合、その設立した年と、設立時に払込により得た株式を売却した年において、要件を満たした場合に税制上の優遇措置を受けることができます。

本ガイドラインの記載事項

各項目について、詳細をご確認の上、申請等の手続きをお願いいたします。



起業特例の制度概要

起業特例とは、スタートアップの起業を行った発起人に対して税制上の優遇措置を行う制度です。発起人として会社設立の際の出資を行った場合、その設立した年と、設立時に払込により得た株式を売却した年において、要件を満たした場合に税制上の優遇措置を受けることができます。

発起人としてスタートアップを起業した年に受けられる優遇措置

自ら保有する株式を売却して、スタートアップを起業する場合、その設立時の出資額について、①その年の株式譲渡益から控除できます。②その上で、なお控除しきれない投資額がある場合、前年の株式譲渡益に係る所得税額のうち、投資した年の株式譲渡益から控除しきれない投資額に対応する部分の金額の還付*を受けることができます。(注)

※非課税となる出資額の上限は年間20億円。なお、「株式譲渡益」とは一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいいます。

***2026年1月1日以降に取得した株式が対象であり、投資の前年の所得税に係る確定申告書に所定の書類を添付して提出期限までに提出することが必要です。**

(注) 前年に優遇措置B、プレシード・シード特例又は起業特例の適用を受けている場合は、その適用後の株式譲渡益が対象となります。

また、投資した年に株式譲渡益がない場合であっても、措置の対象となります。

起業特例適用の例

非課税となる出資額の上限は20億円で、それ以上は課税繰延



設立したスタートアップの未上場株式を売却した年に受けられる優遇措置

未上場スタートアップ株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)ができます。

なお、他の未上場株式の譲渡益との損益通算は一般株式等の譲渡所得等の所得内通算なので起業特例の適用にかかわらず可能です。

※スタートアップが上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰越ができます。

※スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて売却損益を計算します。

① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

起業特例の制度概要 (その他注意事項)

以下の注意事項を十分ご確認ください。

！ フォローアップ調査について

起業における特例措置については、税制の適切な運用に向けた実態把握・効果検証の観点から、当該特例の適用を受けた発起人がその会社設立時に取得した株式を売却した場合には、任意のフォローアップ調査への御協力をお願いする場合があります。調査をお願いする場合は、都道府県から確認書を交付する際に調査票を同封させていただきますので、ご確認いただき、発起人の同意を得た上で御協力をお願いいたします。

なお、提供いただいた情報は税制の適切な運用のために使用し、特に必要と判断される場合は、経済産業省から国税庁等の関係機関に情報提供を行うことがあります。

【調査項目】

1. 会社名、代表者及び株式を売却した発起人の氏名
(会社名)
(代表者)
(発起人の氏名、役職及び住所)
2. その会社設立時に取得した株式の取得時期・売却時期
(取得時期) 年 月 日
(売却時期) 年 月 日
3. 売却株式数・売却総額
(売却株式数) 株
(売却総額) 円
4. 売却目的

！ 都道府県による払込み後の確認の取消しについて

都道府県知事は、払込み後の確認を受けたスタートアップが次のいずれかに該当するときは、当該スタートアップに対して、その確認を取り消すことができます。

1. 基準日においてエンジェル税制の対象企業でないことが明らかになったとき。
2. 払込み後の確認の申請に際して不正又は虚偽の申請を行ったとき。

都道府県は上記の取消しをしたとき、当該スタートアップに対してその旨を通知したうえで、確認書の返還を求めます。

また、その旨を当該スタートアップの本店所在地の所轄税務署長に通知したうえで、都道府県のHP等で公示します。

起業家要件

起業特例の適用を受けることができるのは、スタートアップの発起人のみであり、法人からの出資は税制優遇の対象なりません。

また、起業特例の適用を受けようとする発起人は以下の通り、その設立する会社の成立日時時点で一定の要件を満たす必要があります。これらはスタートアップを設立した年の優遇措置、株式を売却した年の優遇措置共通の要件です。



【起業家要件】

- ① 発起人として、株式会社を設立していること
→ P.9をご確認ください
- ② 設立した会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（**特定事業主**）及びその親族等でないこと
→ P.10をご確認ください
- ③ 金銭の払込みにより、対象となる企業の設立の際に発行される株式を取得していること
→ P.11をご確認ください

起業家要件

(①発起人としてスタートアップ°を設立)

起業特例の対象となる起業家は、株式会社を発起設立した発起人に限られます。スタートアップは起業特例の適用について、都道府県に申請する際、スタートアップを設立する際の定款（原始定款）を提出し、当該起業家はそのスタートアップの発起人であることを証明します。

スタートアップ設立時の定款（原始定款）

会社法第二十六条において、発起人は株式会社を設立する際、定款を作成することが義務付けられており、同法第二十七条において、その定款には以下の事項を記載しなければならないと定められています。そのため、この会社設立時の定款（原始定款）を都道府県に提出することで、都道府県は税制優遇を受けようとする個人がそのスタートアップの発起人であることを確認することができます。

- 一 目的
- 二 商号
- 三 本店の所在地
- 四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額
- 五 発起人の氏名又は名称及び住所

【定款における記載イメージ】

株式会社〇〇〇 定款
第1章 総 則
...
第〇章 〇 〇
...
以上、株式会社〇〇設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
発起人 〇〇〇〇 (印)

なお、原始定款に、設立の際に発行され、発起人が取得する株式数及び払込金額が記載されていない場合は、設立時発行株式に関する発起人の同意書の提出が必要になります。

起業家要件

(②特定事業主及びその親族等でない)

起業家が、投資したスタートアップに自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（特定事業主であった者）及びその親族等であった場合、起業特例の対象外となります。

起業特例適用の申請にあたり、起業家とスタートアップは、経産省の告示に基づく契約書を作成し、都道府県に提出する必要があります。

特定事業主であった者の親族等の判定

以下のいずれかに該当する場合、起業特例の対象外となります。

- ① 特定事業主であった者の親族（配偶者のほか、6親等内の血族、3親等内の姻族）
- ② 特定事業主であった者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁関係や事実婚の配偶者）
- ③ 特定事業主であった者の使用人（特定事業主であった者個人の使用人のため、法人の従業員は含まれません。）
- ④ ①～③の方以外で、特定事業主であった者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している方（①～③の方以外で特定事業主であった者から受け取る金銭等により日常生活が成り立っている者）
- ⑤ ②～④の方と生計を一にする親族（生計が同一の者。同居の有無は問わない。）

発起人とその設立したスタートアップとの間で交わす契約書について

発起人が設立したスタートアップが、起業特例の適用を都道府県に申請するにあたり、当該発起人とその設立したスタートアップとの間で、当該スタートアップが発行する株式の管理に係る契約書を締結する必要があります。詳細はP.26をご確認ください。

起業家要件

(③払込みによる株式取得)

起業特例の適用を受けるには、金銭の払込みにより、対象となる企業の株式でその設立の際に発行されるものを取得していることが必要です。設立後に発行される株式、他人から譲り受けた株式や、現物出資により取得した株式は対象になりません。

スタートアップは起業特例適用の申請の際に、個人からの払込みを証する書面を都道府県に提出する必要があります。

払込みを証する書面

起業特例において、発起人が設立したスタートアップが都道府県に対してその適用の申請を行う際、発起人からの金銭の払込みにより当該スタートアップの株式取得があったことを証する書面として、払込取扱銀行・信託会社による払込金額証明書、通帳の該当部分等の提出を求めています。

その他、申請時の提出書類については、P.28をご確認ください。

スタートアップ要件

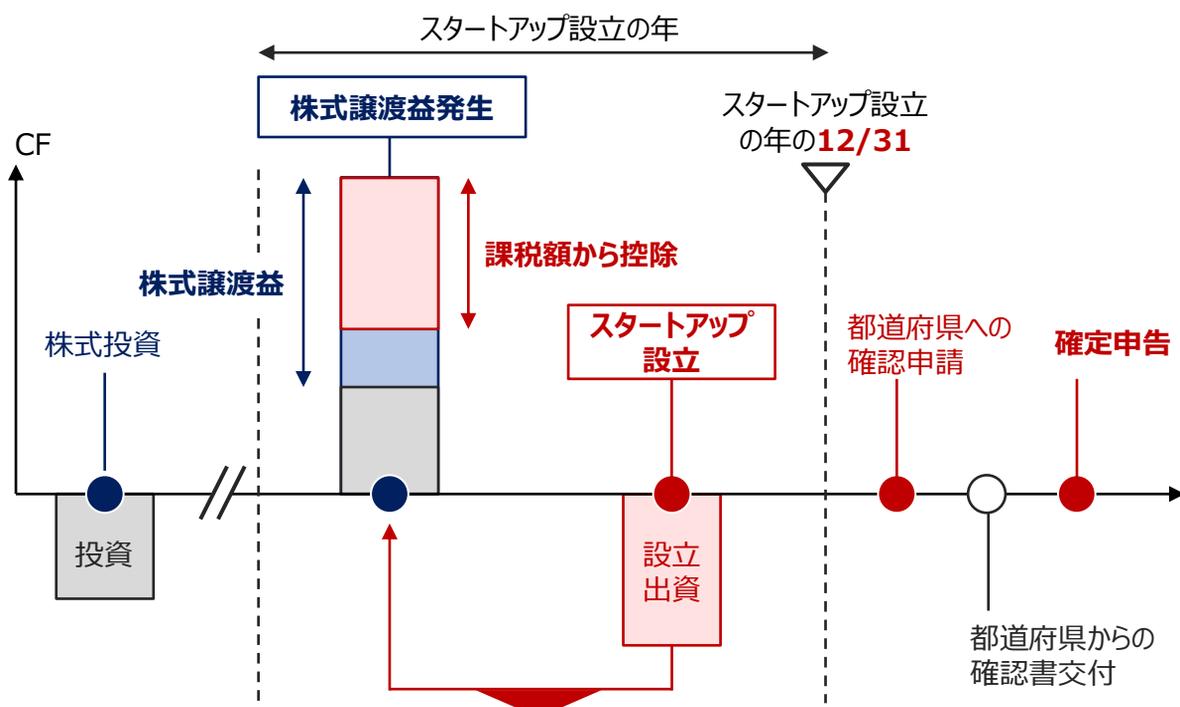
① 制度概要

起業特例の適用を受けるにあたっては、そのスタートアップ要件を、**スタートアップを設立した年の12月31日時点で満たすことが必要**になります。発起人によりスタートアップが設立された後、そのスタートアップは都道府県に対して、起業特例適用の要件を満たしていることの確認申請を行います。

なお、売却した年の税制優遇措置は、スタートアップを設立した年において要件を満たせば適用が可能です。

② 起業家要件

起業特例における全体の流れ



③ スタートアップ要件

スタートアップ設立 スタートアップ設立の際の出資額について、①設立の年の**株式譲渡益**から控除、②前年の株式譲渡益に係る所得税額のうち一定の金額の還付*
(注) **20億円を上限として非課税化**

④ 申請手続

措置内容

売却益発生

売却益に対して課税

売却損失発生

- ・生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算
- ・その年に通算しきれなかった分は、翌年以降3年にわたり、順次株式譲渡益と通算可能

* 2026年1月1日以降に取得した株式が対象であり、投資の前年の所得税に係る確定申告書に所定の書類を添付して提出期限までに提出することが必要です。

(注) 前年に優遇措置B、プレシード・シード特例又は起業特例の適用を受けている場合は、その適用後の株式譲渡益が対象となります。

また、投資した年に株式譲渡益がない場合であっても、措置の対象となります。

スタートアップ要件

起業特例の適用を受けるにあたっては、そのスタートアップ要件を、**スタートアップを設立した年の12月31日時点で満たすことが必要**になります。

なお、売却した年の税制優遇措置は、スタートアップを設立した年において要件を満たせば適用が可能です。

起業特例のスタートアップ要件は以下をご確認ください。

I 設立**1**年未満の中小企業者であること

II 設立経過年数(事業年度)毎の要件を満たすこと (以下の表)
→ P.15～にて詳細をご確認ください

設立経過年数	要件	パターン
1年未満かつ最初の事業年度を未経験	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上、かつ事業の将来の成長発展に向けた事業計画（ 販管費等の対出資金額比率が30%超の見込みを記載したもの ）を有する。	ア
1年未満かつ最初の事業年度を経過	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、 販管費等の対出資金額比率が30%超。	イ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超で 販管費等の対出資金額比率が30%超。	ウ

※設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は売上高成長率要件でも確認を受けることができます。

III 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を**1/100**以上取り入れている会社であること → P.18～で詳細をご確認ください。

IV 大規模法人グループの所有に属さないこと
→ P.21で詳細をご確認ください。

V 未登録・未上場の株式会社であること

VI 風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

VII 新設合併又は新設分割により設立された会社でないこと、及び他の事業者から**譲り受けた事業を主たる事業としていない**こと

① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

スタートアップ要件 (I. 中小企業者の定義)

起業特例における「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法第2条各号に規定される者であり、具体的には、以下①～④までのいずれかに該当する者をいいます。

ただし、P.13のVで示す通り、未登録・未上場の株式会社である必要があります。

① 下表のいずれかに該当する者

業種分類	資本金の額		従業員数
製造業、建設業、 運輸業その他	3億円以下	または	300人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業、 情報処理サービス業	3億円以下	または	300人以下
旅館業	5,000万円以下	または	200人以下

② 企業組合

③ 協業組合

④ 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、
協同組合連合会その他一定の組合及びその連合会

① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

スタートアップ要件

(Ⅱ. 設立経過年数毎の要件)

起業特例を受けるために、スタートアップが、その**設立の年の12月31日**時点で満たすべき、設立経過年数(事業年度)毎の要件は以下の表の通りです。

設立経過年数	要件	パターン
1年未満かつ最初の事業年度を未経過	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上、かつ事業の将来の成長発展に向けた事業計画（ 販管費等の対出資金額比率が30%超の見込みを記載したもの ）を有する。	ア
1年未満かつ最初の事業年度を経過	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、 販管費等の対出資金額比率が30%超。	イ
	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超で 販管費等の対出資金額比率が30%超。	ウ

※設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は売上高成長率要件でも確認を受けることができます。

① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

スタートアップ要件

(Ⅱ. 設立経過年数毎の要件)

前頁の要件表において、「研究者」、「新事業活動従事者」、及び「試験研究費等」とは、それぞれ以下を指します。

研究者とは

特定の研究テーマを持って研究を行っており、社内で研究を主として行う方で、試験研究費等に含まれる支出がなされる方が該当します。

新事業活動従事者とは

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方が該当します。

試験研究費等とは

試験研究費等とは、以下の試験研究費とその他の費用のことを言います。
なお、ここにおける試験研究費とその他の費用とは、試験研究等を目的とする支出（損益計算書の費用又は貸借対照表の資産として計上されるもの）を指します。

①試験研究費：

新たな製品の製造または、新たな技術の発明にかかる試験研究のための特別に支出する費用。

【具体例】

- 研究者の人件費
- 試験・研究のための原材料費
- 試験研究にかかる調査費等経費
- 外部への試験研究の委託費

②その他の費用：

新たな技術、もしくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓または新たな事業の開始のための特別に支出する費用。

【具体例】

- 技術の採用にかかる費用
(技術導入費、特許権の使用、マニュアル使用料等)
- 経営組織の採用にかかる費用
(販売提携や代理店採用にかかる企画担当者の人件費、会議費、調査費等)
- 技術の改良にかかる費用
(製品化に向けての研究者人件費や原材料費、マニュアル作成のための費用等)
- 市場の開拓等にかかる費用
(PMFにかかる費用、新製品PRのための広告宣伝費・市場調査費・展示会開催費、PRグッズの制作費や広報パンフレットの作成費等)

スタートアップ要件

(Ⅱ. 設立経過年数毎の要件)

P.13の要件表において、「販管費等」及び「出資金額」とは、それぞれ以下を指します。

販管費等とは

販管費等とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第84条に定める、販売費及び一般管理費のことをいいます。

出資金額とは

出資金額とは、資本金の増加をとまなう現金及び預金の払い込みによる出資金額をいいます。

起業特例の企業要件における「出資金額」とは、会社を設立してから、基準日（会社成立の日もしくは払込日）の前事業年度までに受けた全ての出資金の額を合計したものです。

都道府県等は前事業年度における貸借対照表及び登記事項証明書を確認して、その額を判断します。なお、会社設立後最初の事業年度が未経過の場合、当該最初の事業年度内に受ける出資金額の見込みを以て、都道府県は要件の適合性を判断します。

スタートアップ要件 (Ⅲ.外部資本要件)

P.13における、「株主グループ」について、同一株主グループに含まれる者の詳細は以下に示す通りです。

個人の場合

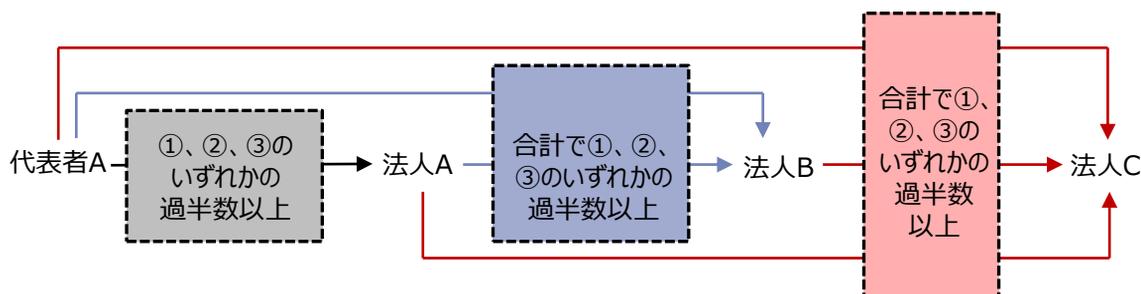
- ① 代表者Aの親族（配偶者のほか、6親等内の血族、3親等内の姻族）
- ② 代表者Aと婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係や事実婚の配偶者）
- ③ 代表者Aの使用人（代表者A個人の使用人のため、法人の従業員は含まれません。）
- ④ ①～③の方以外で代表者Aから受け取る金銭等によって生計を維持している者（①～③の方以外で代表者A個人から受け取る金銭等により日常生活が成り立っている者）
- ⑤ ②～④の者と生計を一にする者の親族（生計が同一の者。同居の有無は問わない。）

法人の場合

（注意）株主間で同一の議決権を行使することに同意している場合は、その株主も合算の対象に含まれる場合があります（＝同一の株主とみなされます）ので、ご注意ください。

（例）代表者Aの関係会社

①株式の数、②議決権の数、③株主の数



スタートアップ要件 (Ⅲ.外部資本要件)

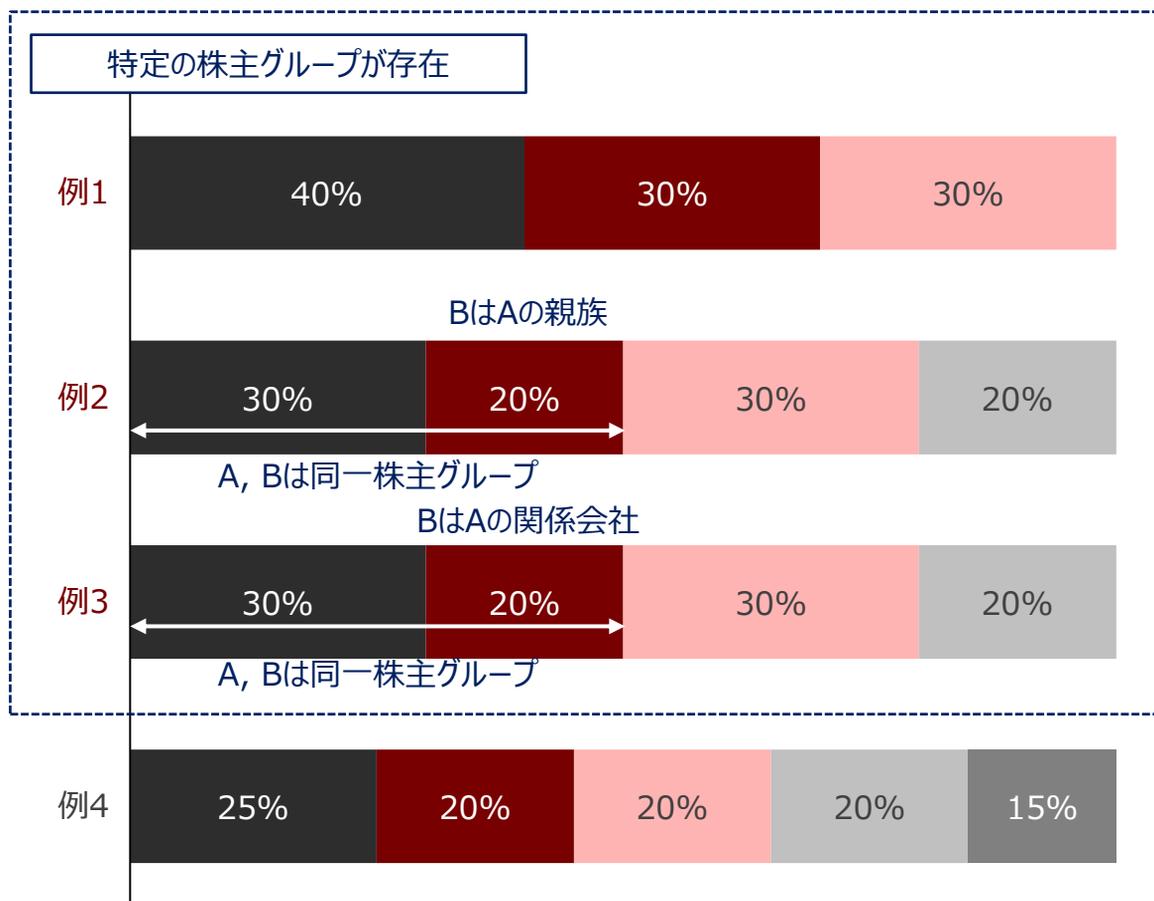
P.13において、「特定の株主グループ」とは、以下を指します。

特定の株主グループとは

発行済株式の総数の30%以上を保有している株主グループ(個人とその親族等)を指します。

- 例1～3は特定の株主グループが存在します。
(例2：BがAの親族で株主A, Bは同一株主グループ)
(例3：BがAの関係会社で株主A, Bは同一株主グループ)
- 例4は特定の株主グループが存在しません。
(示している例は特定の株主グループが存在する場合の一部です。)

■ 株主A ■ 株主D
■ 株主B ■ 株主E
■ 株主C



① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

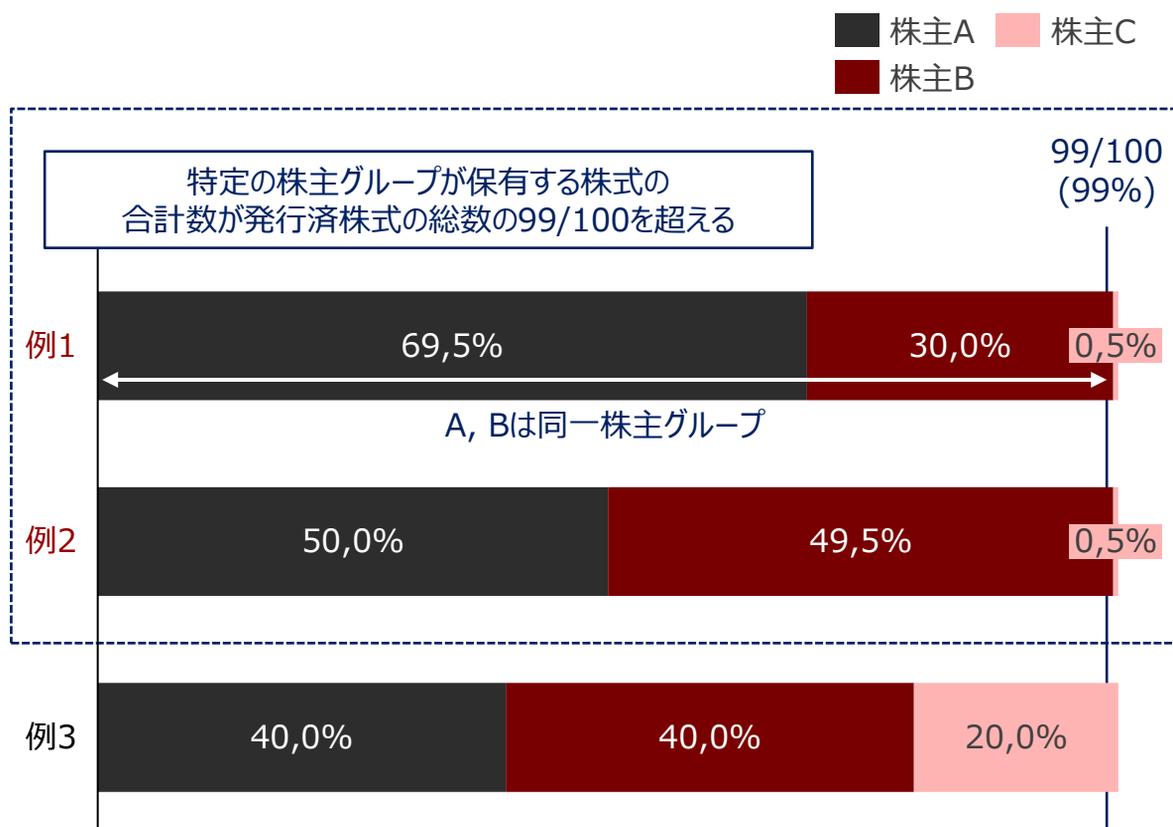
スタートアップ要件 (Ⅲ.外部資本要件)

P.13において、「外部から投資を1/100以上取り入れている」とは、以下を指します。

外部から投資を1/100以上取り入れているとは

上述の特定の株主グループが保有している株式の合計数が、発行済株式の総数の99/100を超えないことを指します。ただし、発行済株式の総数の50%超を保有している株主グループがいる場合には、その株主グループの保有している株式の数だけで発行済株式の総数の99/100を超えなければ、P.13のⅢの要件を満たしたとみなします。

- 例1,2は総数の99/100を超えます。 → 対象外
- 例3は総数の99/100を超えません。 → 対象内
(示している例は特定の株主グループが存在する場合の一部です。)



スタートアップ要件

(Ⅳ.大規模法人グループの所有に属さない)

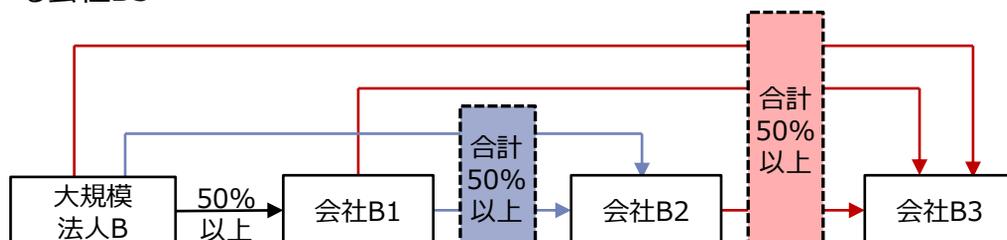
P.13において、「大規模法人グループ」、及び「大規模法人グループの所有に属さないこと」とは、以下を指します。

大規模法人グループとは

大規模法人グループとは、大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊の関係(子会社等)にある法人を指します。

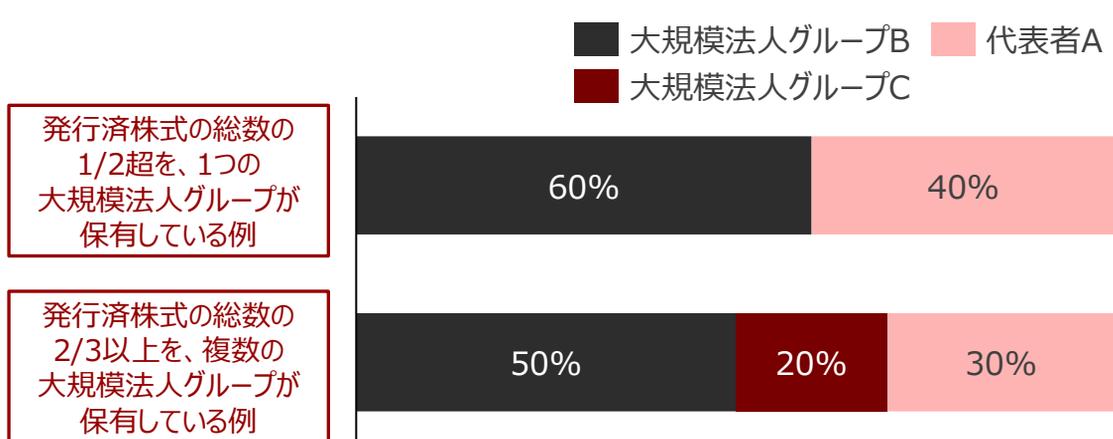
大規模法人と特殊の関係のある法人とは以下の①から③の会社を言います。

- ① 下図の大規模法人Bが50%以上株式を保有している会社B1
- ② 下図の大規模法人B及び会社B1が合計50%以上株式を保有している会社B2
- ③ 下図の大規模法人B並びに会社B1及び会社B2が合計50%以上株式を保有している会社B3



大規模法人グループの所有に属さないこととは

大規模法人グループの所有に属さないこととは、発行済株式の総数の1/2超を、1つの大規模法人グループに保有されておらず、また、発行済株式の総数の2/3以上を、複数の大規模法人グループに保有されていないことを言います。



スタートアップ要件 (V. VI.の要件について)

P.13において、「未登録・未上場の株式会社」、及び「風俗営業等に該当する事業を行う会社」とは、以下を指します。

未登録・未上場の株式会社とは

起業特例における株式会社とは、日本の会社法に基づいて設立された株式会社です。したがって、合名会社、合資会社、合同会社は含まれません。
起業特例は、上記の株式会社のうち、金融商品取引所に上場されている株式または店頭売買登録銘柄として登録されている株式を発行する会社以外の会社を対象となります。

風俗営業等に該当する事業を行う会社とは

風俗営業等とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項」に規定する「風俗営業」又は「第5項」に規定する「性風俗関連特殊営業」を指します。具体例としては、世間一般として認識されている風俗営業に加えて、キャバクラ・ホストクラブ・ナイトクラブ・ダンスホール・麻雀屋・パチンコ店・バー（照度が10ルクス以下などの条件あり）・一部のメイド喫茶も含まれます。

① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

スタートアップ要件

(Ⅶ. 譲り受けた事業を主たる事業としていない等)

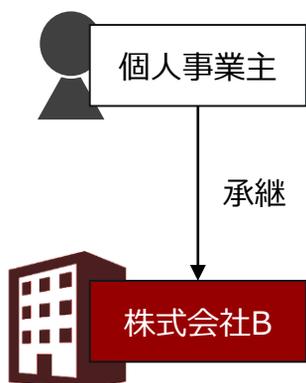
P.13において、「他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業としていないこと」とは、以下を指します。

他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業としていないこと等とは

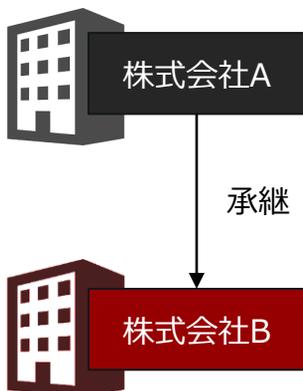
起業特例は、スタートアップの起業を促進するための税制であり、下記の(ア)～(ウ)は適用対象外としています。なお、(ア)は起業家要件に係る例示です (P.7参照)。

起業特例の適用対象外となる例

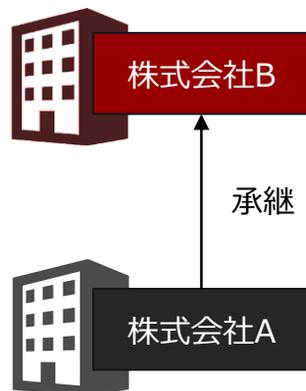
(ア)個人事業主が
株式会社Bに
自身の事業を
全て承継させる場合



(イ)株式会社Aの事業を
株式会社Bに
承継させて、
新設する場合



(ウ)株式会社Bを
新設した後、
株式会社Aの事業を
承継させる場合



主たる事業としている
場合は



① 制度概要

② 起業家要件

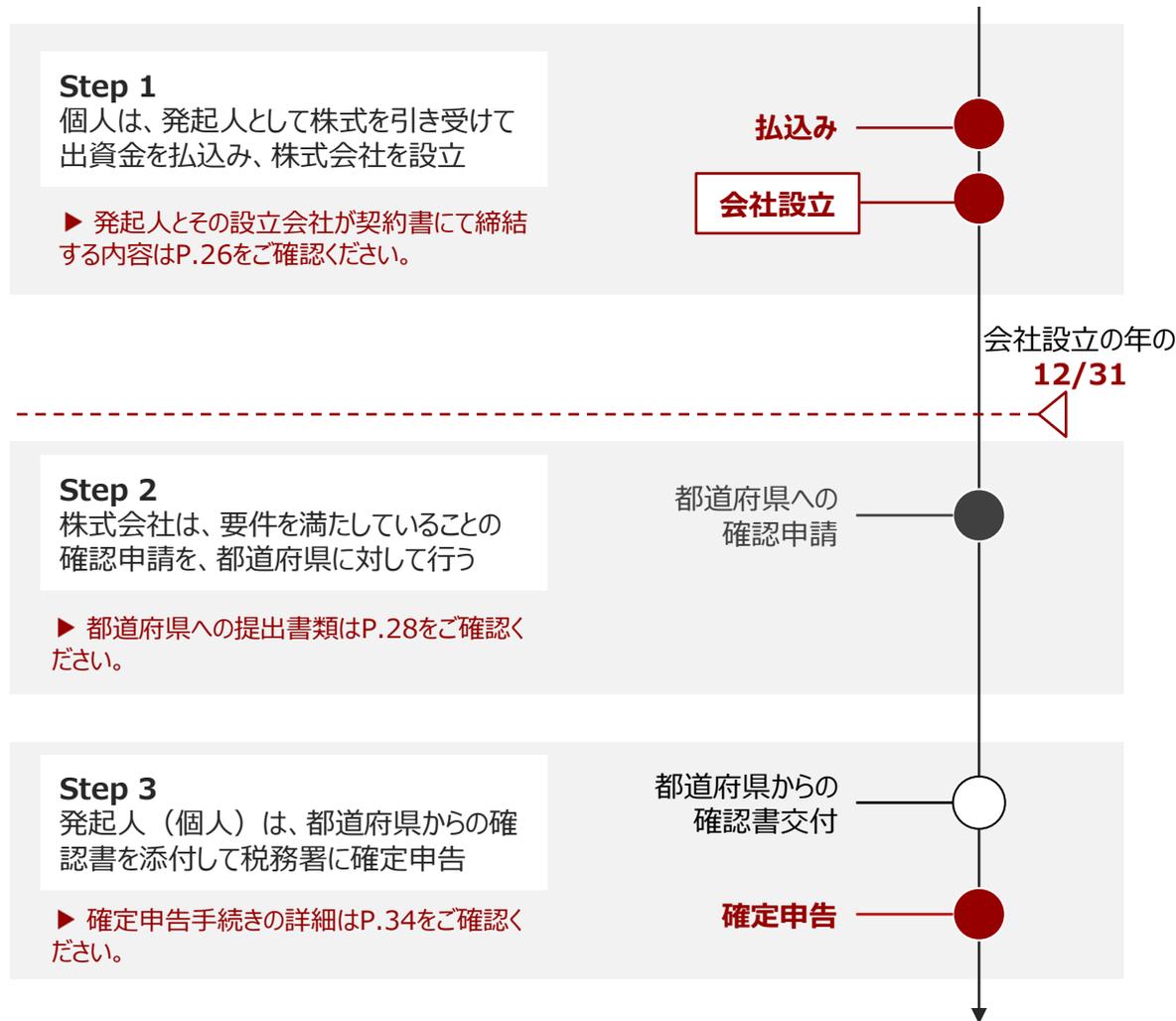
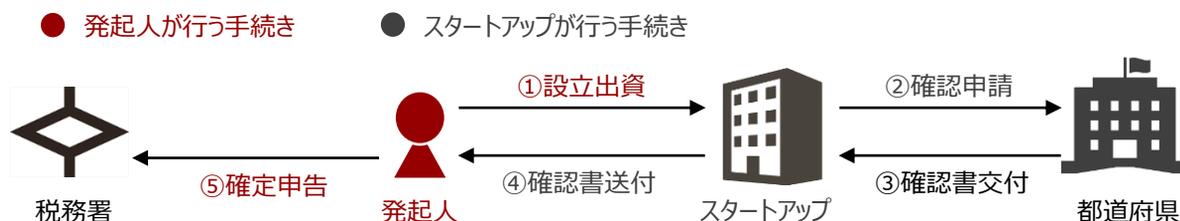
③ スタートアップ要件

④ 申請手続

申請手続

((1)会社設立から確定申告までの流れ)

投資から確定申告までの流れは以下の図の通りであり、発起人は、自身が設立した会社との契約書への記載事項（P.26）、都道府県への確認申請時に提出する書類（P.28）及び確定申告の手続き（P.34）を十分ご確認ください。



① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

申請手続 (起業特例に対応する規則条文について)

スタートアップは、起業特例適用に係る確認の申請書を都道府県に提出する必要がありますが、その申請書内における、起業特例に対応する2023年4月1日改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）の条文は以下の通りです。

① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

規則の条・項・号など	起業特例
第8条第1号～第4号	○
第8条第5号イ及び第6号イ	—
第8条第5号ロ及び第6号ロ	—
第8条第5号ハ及び第6号ハ	○
第10条第1項第1号又は第2号のいずれか	—

※上表において、「第8条第5号イ及び第6号イ」、「第8条第5号ロ及び第6号ロ」又は「第8条第5号ハ及び第6号ハ」に加えて第8条第1号～第4号を満たす場合はエンジェル投資に対する優遇措置を受けることができます。詳細はエンジェル投資に関するガイドライン（個人投資家用）をご確認ください。



申請手続

(Step1 : 契約書に含める内容)

発起人とその設立したスタートアップは経産省の告示の規定に基づき契約書を作成し、スタートアップは確認申請の際に、その契約書の写しを都道府県に提出する必要があります。

株式の管理に係る契約書の記載事項のポイント

①発起人がスタートアップに対し約束する事項

- 会社成立の日において、一定の株主(※1)に該当しないこと。
- 当該スタートアップから与えられた新株予約権に係る租特法上の特例(※2)の適用を受けないこと。
- 起業特例の対象となる株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項についてスタートアップに報告すること。

②スタートアップが発起人に対し約束する事項

- 発起人が一定の株主に該当しないことを確認した時は、発起人に確認書を交付すること。
- 基準日(会社設立の日の属する年の12月31日)において、起業特例の企業要件を満たすこと。
- 基準日以後遅滞なく、都道府県に対して払込みの確認の申請を行い、都道府県からの確認書を発起人に交付すること。
- 発起人の保有する株式数に変更を生じさせる事実が発生した場合には、その事実が発生した日の属する年の翌1月31日までに、最初の払込みによる取得時以後の保有株式の異動について記載した株式異動状況明細書を作成し、交付すること。
- 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、発起人に交付すること。
 - (1)清算の終了又は特別清算の終了があったとき
 - (2)破産法に基づく破産手続開始の決定があったとき
 - (3)発行する株式が上場等したとき
- 上記以外に税制の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

(※1)

一定の株主についての詳細は次ページをご確認ください。

(※2)

発起人が設立した株式会社から与えられた租税特別措置法第29条の2第1項(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)に規定する新株予約権に係る同項本文の規定の適用を受けないこと。

申請手続

(Step1 : 起業特例における「一定の株主」)

発起人とその設立したスタートアップは経産省の告示の規定に基づき契約書を作成し、スタートアップは確認申請の際に、その契約書の写しを都道府県に提出する必要があります。

そのうち、発起人がスタートアップに対し約束する事項として規定する「一定の株主でないこと」の詳細は以下の通りです。

■ 特定事業主等でないことの確認

設立したスタートアップは、発起人がその設立する会社成立の日において、次の1から6までに掲げる者でないことを確認し、発起人に対して、確認書を発行します。

1. 当該会社の設立に際し、当該会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下「特定事業主であつた個人」という。）
2. 特定事業主であつた個人の親族
3. 特定事業主であつた個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 特定事業主であつた個人の使用人
5. 上記2から4までに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
6. 上記3から5までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

※エンジェル投資の場合の個人投資家要件である、「同族会社の判定の基礎となる株主でないこと（いわゆる同族要件）」は起業特例では確認する必要がありません。

申請手続

(Step2 : 確認申請時の提出書類)

P.13で示した起業特例のスタートアップ要件について、都道府県に確認申請を行う際の提出書類をご確認ください。

起業特例におけるスタートアップ要件

I	設立1年未満の中小企業者であること
II	設立経過年数(事業年度)毎の要件を満たすこと (以下の表)
III	特定の株主グループ以外からの投資を 1/100 以上取り入れている会社であること
IV	大規模法人グループの所有に属さないこと
V	未登録・未上場の株式会社であること
VI	風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと
VII	新設合併又は新設分割により設立された会社でないこと、及び他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業としていないこと

設立経過年数 (事業年度) 毎の要件 (II)

設立経過年数	要件	パターン
1年未満かつ最初の事業年度を未経過	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上、かつ事業の将来の成長発展に向けた事業計画 (販管費等の対出資金額比率が 30%超の見込みを記載したもの) を有する。	ア
1年未満かつ最初の事業年度を経過	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、 販管費等の対出資金額比率が30%超。	イ
	試験研究費等 (宣伝費、マーケティング費用を含む) が収入金額の3%超で 販管費等の対出資金額比率が30%超。	ウ

※設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は売上高成長率要件でも確認を受けることができます。

① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

申請手続

(Step2 : 確認申請時の提出書類)

P.13で示した起業特例のスタートアップ要件について、払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

起業特例の確認時の提出書類

提出書類は以下の通りです。各要件が満たされた場合に、都道府県は確認書を交付します。

表1 : スタートアップの要件を確認する書類

表2 : 発起人からの払込み等を確認する書類

表1

No.	要件	ア	イ	ウ	備考
①	確認申請書	○	○	○	様式第六を提出してください
②	登記事項証明書（ 原本の提出が必要です ） 過去に登記変更がある場合は、変更が反映されたもの （履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書など）をご提出ください。	○	○	○	
③	基準日が属する年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書	-	○	○	
④	基準日が属する年度の前々年度の貸借対照表及び損益計算書	-	-	-	下記注釈をご確認ください
⑤	設立後最初の事業年度から払込日が属する年度の前々々年度までの貸借対照表及び損益計算書	-	-	-	下記注釈をご確認ください
⑥	基準日における株主名簿	○	○	○	
⑦	常時使用する従業員数を証する書面 （雇用保険・政府労災保険に関する書類や賃金台帳等）	○	○	○	例）政府労災保険「労働保険概算・確定保険料申告書」
⑧	研究者・新規事業活動従事者の略歴、担当業務内容 （新規事業の担当者であることについてのご説明） など	○	○	-	
⑨	事業計画書	○	-	-	

※「①確認申請書」「②登記事項証明書」以外については原本の写しでも問題ありません。
※④、⑤については、売上高成長率の要件について確認を受ける場合に提出する書類です。

① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

申請手続

(Step2 : 確認申請時の提出書類)

P.13で示した起業特例のスタートアップ要件について、払込後の確認における都道府県への提出書類をご確認ください。

起業特例の確認時の提出書類

表2

No.	要件	確認項目	備考
⑩	払込があったことを証する書面 (払込取扱銀行・信託会社による 払込金額証明書、通帳の該当部分 等)	特定新規中小企業者により発行 される株式(ここでは、起業特例の 適用対象となる株式)を個人が払 込みにより取得したことの確認	-
	原始定款(定款のうち、会社法第 四百六十六条の規定による変更を していないものに限る)		
⑪	加えて、設立時発行株式に関する 発起人の同意書(原始定款に、設 立の際に発行され、発起人が取得 する株式数及び払込金額が記載さ れていない場合に限る)	個人がスタートアップの発起人である ことの確認	詳細はP.9を ご確認ください。
⑫	発起人とその設立会社との間で締結 した株式の管理に係る契約書 (※)	-	下記注釈を ご確認ください

※株式の管理に係る契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.26をご確認ください。

① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

申請手続 (Step2 : 確認申請書)

起業特例の適用を受けるための申請には、様式第六の確認申請書を都道府県に提出する必要があります。以下の記載要領をご確認ください。

確認申請書（様式第六）の記載要領

- ① 「1.」について、起業特例を受ける場合は、中小企業等経営強化法施行規則第8条第5号ハ、及び第6号ハに該当することの申請になりますので、それぞれ「ハ」に丸をつけてください。
- ② 「2.」について、個人の氏名の横に、「上記の会社の発起人」など、申請する株式会社の発起人であることが分かるよう、一筆記載をお願いします。
- ③ 「6.」について、起業特例の基準日はその設立年の12月31日になりますので、その日を記入してください。
- ④ 「7.」について、起業特例を受ける場合は、設立からその年の12月31日までの事業沿革について、簡潔に記載をお願いします。

様式第六の申請書

様式第6（第11条関係）

申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名

中小企業等経営強化法第7条の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。また、注意事項に同意します。

記

①	1 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第8条第5号 {イ、ロ、ハ} 及び第6号 {イ、ロ、ハ} に該当すること
②	2 個人の氏名及び住所
	3 取得株式数 株
	4 払込金額 1株 円 (うち、新株予約権に係る払込金額 円)
	5 払込金額の総額 円 (うち、新株予約権に係る払込金額の総額 円)
③	6 基準日 年 月 日
④	7 事業沿革

① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

申請手続

(Step3 : スタートアップからの交付書類)

起業特例の対象となるスタートアップは、発起人に対して、確定申告時に添付する確認書及び付属書類を交付する必要があります。

スタートアップからの交付書類

- ① 都道府県知事印が押印された確認書
- ② 投資をした個人が一定の株主(※1)に該当しないことを確認した書類
- ③ 株式異動状況明細書(※2)

(※1)一定の株主とは(再掲)

設立したスタートアップは、発起人がその設立する会社の成立日において次の1から6までに掲げる者でないことを確認し、発起人に対して、確認書を発行します。

1. 当該会社の設立に際し、当該会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人(以下「特定事業主であつた個人」という。)
2. 特定事業主であつた個人の親族
3. 特定事業主であつた個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 特定事業主であつた個人の使用人
5. 上記2から4までに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
6. 上記3から5までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(※2)

対象企業は、発起人が発行会社株式を取得した場合又は発起人から発行会社株式を譲渡若しくは贈与したこと等の報告を受けた場合は、株式異動状況明細書を作成し、これらの事実が発生した日の属する年の翌年1月31日までに、当該発起人へ交付してください。

申請手続 (Step3 : 確認書)

起業特例適用の確認が完了した場合、都道府県知事名で以下の様式第十の「確認書」がスタートアップに交付されます。発起人はこれを確定申告の際に添付して申告を行います。

起業特例適用の確認に係る確認書（様式第十）

この確認書は、確定申告の際に提出する書類ですので、厳重に保管ください。

- ① 「1.」について、起業特例の要件を確認した場合は、中小企業等経営強化法施行規則第8条第5号ハ及び第6号ハに該当することになります。
- ② 「2.」について、都道府県は起業特例の適用を受けようとする個人が、その会社の発起人であることを原始定款で確認し、個人の氏名欄の横にそれを確認した旨を記載します。
- ③ 「3.」について、取得株式数を記入し、その横に「会社設立の際に発行され、発起人が取得した株式であることを確認した」旨を記載します。

様式第十の確認書

様式第10（第11条関係）

確認書

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 名

年 月 日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法第7条の規定に基づき確認します。

記

- | | | |
|---|--|-------|
| ① | 1 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第8条第5号 {イ、ロ、ハ} 及び第6号 {イ、ロ、ハ} に該当すること | |
| ② | 2 個人の氏名及び住所 | |
| ③ | 3 取得株式数 | 株 |
| | 4 払込金額 | 1株 円 |
| | （うち、新株予約権に係る払込金額 | 円） |
| | 5 払込金額の総額 | 円 |
| | （うち、新株予約権に係る払込金額の総額 | 円） |
| | 6 基準日 | 年 月 日 |
| | 7 規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること | |

申請手続

(Step3 : 確定申告時の提出書類)

発起人は、スタートアップから交付された書類等を添付して、税務署に確定申告を行います。

各措置ごとの適用を受けるために必要な書類は以下の通りです。

スタートアップからの交付書類

- ① 都道府県知事印が押印された確認書
- ② 投資をした個人が一定の株主に該当しない旨の確認書
- ③ 株式異動状況明細書
- ④ 株式の管理に係る契約書の写し

- ※ 発起人が発行会社株式を取得、譲渡又は贈与した場合は、対象企業に株式異動状況明細書を作成してもらい、交付を受けてください。
- ※ 株式の管理に係る契約書には一定の事由を記載する必要があります。詳細はP.26をご確認ください。

発起人が作成する書類

- ① 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- ② 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書
- ③ 設立特定株式控除未済額の計算に関する明細書
- ④ 還付請求書

- ※ 繰戻し還付請求を行う場合には、③④の提出が必要になります。同年に所得控除の特例の適用を受けない場合、①②の提出は必要ありません。なお、繰戻し還付請求を行う場合、その年の前年分の確定申告書に再投資をする見込みである旨等を記載した書類を添付する必要があります。

申請手続

(2) 株式譲渡等から確定申告までの流れ

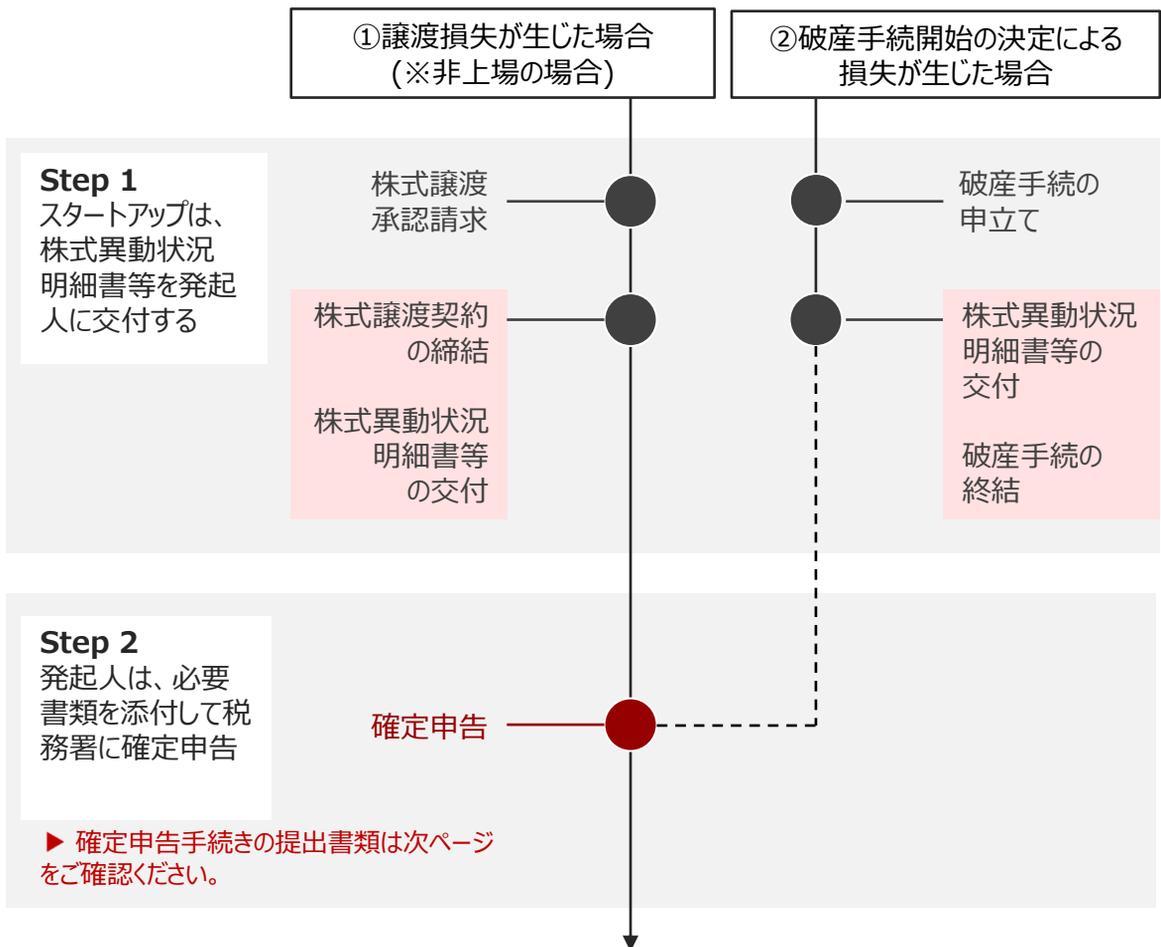
株式譲渡等から確定申告までの流れは以下の図の通りですので、十分ご確認ください。

スタートアップ株式に係る譲渡損失の繰越控除等

株式売却時の税優遇の対象となるのは、次の①、②の場合です。

- ① 本ガイドラインのスタートアップ要件（P.13）を満たすスタートアップが発行した株式（以下「特定株式」という。）に関して、譲渡損失が発生した場合
- ② 特定株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が終了した場合その他それに類する事象が生じた場合

なお、スタートアップに投資をした年に20億円を超える優遇措置を受けた場合には、20億円を超えた分の控除対象金額を取得価額から差し引いて譲渡損失額を計算します（株式保有期間要件を満たさない譲渡により、課税繰延の適用に切り替える場合を含みません）。



① 制度概要

② 起業家要件

③ スタートアップ要件

④ 申請手続

申請手続

(Step1 : 確定申告時の提出書類)

株式売却時点(譲渡損失発生の場合)、及び清算結了(破産手続開始の決定による損失が生じた場合)の年における確定申告時の提出書類は以下の通りです。

株式売却時点(譲渡損失発生の場合)

- ① 都道府県知事印が押印された確認書
- ② 投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類
- ③ 株式異動状況明細書
- ④ 株式の管理に係る契約書の写し
- ⑤ 株式の譲渡等に関する書類
- ⑥ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)
- ⑦ 令和X年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の計算及び繰越控除用)
- ⑧ 株式の異動明細書

清算結了(破産手続開始の決定による損失が生じた場合)

- ① 都道府県知事印が押印された確認書
- ② 投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類
- ③ 株式異動状況明細書
- ④ 株式の管理に係る契約書の写し
- ⑤ 清算結了の登記事項証明書、破産手続開始の決定の公告があったことを明らかにする書類の写し等(※)
- ⑥ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)
- ⑦ 令和X年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の計算及び繰越控除用)
- ⑧ 株式の異動明細書

※ 清算結了や破産手続開始の決定の登記がされている場合には、添付不要です。

申請手続 (その他注意事項)

以下の注意事項を十分ご確認ください。

① 制度概要

! 株式の譲渡等があった場合の税務署・都道府県への報告

対象企業は株式等の状況の変化について、税務署や都道府県への報告が必要です。

- ① 起業特例の確認を受けた対象企業は、発起人が発行会社株式（起業特例を利用していない投資による取得株式も含まれます。）を譲渡又は贈与したことを知った場合は、その翌年の1月31日までに最初の払込みによる取得時以後の保有株式の異動について記載した株式異動状況通知書を作成し、所在地の所轄税務署長に提出してください。
- ② 起業特例の確認を受けた対象企業は、次に掲げる事実があった場合には、この事実について遅滞なく都道府県知事へ報告してください。都道府県には、事実が分かる資料に、企業名、担当者等の記載を行った上で報告をしてください。
 - (ア) 清算終了又は特別清算終了があった場合
 - (イ) 破産開始決定の手続に入った場合
 - (ウ) 株式上場又は店頭公開した場合
 - (エ) 増資又は減資を行った場合
 - (オ) 社名変更、所在地の移動その他重要な事実があった場合

② 起業家要件

! フォローアップ調査について（再掲）

起業における特例措置については、税制の適切な運用に向けた実態把握・効果検証の観点から、当該特例の適用を受けた発起人がその会社設立時に取得した株式を売却した場合には、任意のフォローアップ調査への御協力をお願いする場合があります。調査をお願いする場合は、都道府県から確認書を交付する際に調査票を同封させていただきますので、ご確認いただき、発起人の同意を得た上で御協力をお願いいたします。

なお、提供いただいた情報は税制の適切な運用のために使用し、特に必要と判断される場合は、経済産業省から国税庁等の関係機関に情報提供を行うことがあります。

【調査項目】

1. 会社名、代表者及び株式を売却した発起人の氏名・役職・住所
2. その会社設立時に取得した株式の取得時期・売却時期
3. 売却株式数・売却総額
4. 売却目的

③ スタートアップ要件

! 都道府県による払込み後の確認の取消しについて（再掲）

都道府県知事は、払込み後の確認を受けたスタートアップが次のいずれかに該当するときは、当該スタートアップに対して、その確認を取り消すことができます。

1. 基準日においてエンジェル税制の対象企業でないことが明らかになったとき。
2. 払込み後の確認の申請に際して不正又は虚偽の申請を行ったとき。

④ 申請手続